

令和7年度（令和7年4月以降） 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
1	(有)大野設備	奄美市名瀬真名津町 1番29号	奄美市給水条例第5条に規定する手続きを行わなかった。	2025/6/25 ～ 2025/7/24	7/25 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
2	(有)土浜産業	奄美市笠利町 大字平1146-3	奄美市給水条例第5条に規定する手続きを行わなかった。	2025/8/28 ～ 2025/9/27	9/29 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
3	(有)南都開発	奄美市名瀬浦上 742番地12	奄美市開発行為等における災害の防止に関する条例第5条に規定する手続きを行わなかった。	2025/10/27 ～ 2025/11/26	11/27 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
4	伊藤建設（株）	奄美市名瀬塩浜町 17番3号	奄美市発注の建設工事で、労働安全衛生法違反があったため。	2025/10/27 ～ 2025/11/9	11/10 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第1 事故等に基づく措置基準（6）に該当することから指名停止とする。	（ 2週間 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
5	吉田建設（株）	奄美市名瀬小俣町 1番30号	奄美市発注の建設工事で、労働安全衛生法違反があったため。	2025/10/27 ～ 2025/11/9	11/10 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第1 事故等に基づく措置基準（6）に該当することから指名停止とする。	（ 2週間 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
6	村上建設（株）	奄美市名瀬小浜町 29番9号	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反したことにより、裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。	2025/12/22 ～ 2026/1/21	1/22 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
7	(株) アタリ開発	奄美市名瀬小俣町 29番8号	奄美市下水道条例第6条に規定する手続きを行わなかった。	2026/1/15 ~ 2026/2/14	2/16 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
8	(有)大野設備	奄美市名瀬真名津町 1番29号	奄美市下水道条例第6条に規定する手続きを行わなかった。	2026/1/15 ~ 2026/2/14	2/16 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
9	(有)エイシン設備	奄美市名瀬伊津部町 伊津部町22番地3-1	奄美市給水条例第5条に規定する手続きを行わなかった。	2026/1/31 ~ 2026/2/28	3/2 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
10	島山建設（株）	奄美市名瀬鳩浜町19番地	奄美市発注の建設工事において、公衆損害事故を生じさせたため。	2026/2/12 ～ 2026/3/11	3/12 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第1 事故等に基づく措置基準（公衆災害事故）（4）に該当することから指名停止とする。	（ 1 か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
11	森建設工業	奄美市笠利町須野 1245-14	奄美市下水道条例第6条に規定する手続きを行わなかった。	2026/2/19 ～ 2026/3/18	3/19 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1 か月 ）	

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
12	川畑建築	奄美市笠利町万屋159	奄美市給水条例第5条及び奄美市下水道条例第6条に規定する手続きを行わなかった。また、両条例7条に規定にする者以外に工事をさせた。	2026/2/19 ～ 2026/3/18	3/19 解除
			奄美市指名停止等の措置要綱 第1条（指名停止）及び別表第2 不正又は不誠実な行為（8）に該当することから指名停止とする。	（ 1 か月 ）	